

実績評価シート

担当課長：総合環境政策局総務課長

<p>施策名</p>	<p>公害防止計画</p>	
<p>1 施策の概要</p>	<p>公害防止計画は、現に公害が著しい、または、著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域において、環境大臣の策定指示により都道府県知事が作成し、環境大臣が同意する地域計画。 本施策は、同計画に基づき、各種の公害防止施策を推進すること等により、公害の早急な解決を図り、公害の未然防止に努め、もって地域住民の健康を保護するものである。</p>	
<p>2 (1) 施策の目的、目標・達成時期</p>	<p>2 (2) 達成状況</p>	
<p>(目的) 公害の著しい地域等を解消する。</p> <p>(達成時期) 5年間の計画期間</p>	<p>昭和 45 年の制度運用開始以来、各種環境質の改善が総合的に進み、過去に公害防止計画策定地域に指定されたことのある 4 8 4 市区町村中 1 5 3 市町村において、公害防止計画の策定を要しないまでに改善を見た。 なお、最近 5 年間の状況は次のとおりである。 鹿島地域等 1 2 地域の見直し(H 9) 同地域内 240 市町村中北本市等 20 市町が計画対象地域外となる。 富士地域等 4 地域の見直し(H10) 同地域内 11 市町村中富士宮市が計画対象地域外となる。 仙台湾地域等 5 地域の見直し(H11) 同地域内 28 市町村中松島町等 5 市町が計画対象地域外となる。 八戸地域等 6 地域の見直し(H12) 同地域内 33 市町村中白根市等 11 市町が計画対象地域外となる。 札幌地域等 7 地域の見直し(H13) 秋田及び延岡地域(計 2 市)が計画を終了するとともに、その他 5 地域内 85 市町村中石狩市等 29 市町が計画対象地域外となる。</p>	
<p>3 課題の体系</p>	<p>公害防止計画の推進</p>	
<p>4 評価</p>	<p>公害防止計画に基づき、公害防止施策を総合的・計画的に講じた結果、一部の地域においては公害防止計画の策定を要しないまでの改善をみるなど、大気、水質等の各種環境質の改善に相当の成果を収めてきた。 しかしながら、平成 13 年 8 月現在、なお 3 3 1 市町村が公害防止計画地域として指定されており、大都市部を中心とする道路交通公害や閉鎖性水域における水質汚濁等の問題は、依然として厳しい状況にある。 このような状況の中、昨年 1 2 月、中央環境審議会から、課題をより適切に解決しうよう公害防止計画の運用を見直すべきとの意見具申がなされたところである。 現在、同制度の運用の見直しについて、中央環境審議会に諮問し(平成 13 年 4 月)検討を行っているところであり、今後とも、同制度を適切に運用し、地域の公害防止を推進していく予定である。</p>	